

各 位

会社名 株式会社 ミクニ  
 代表者名 代表取締役社長 生田久貴  
 (コード番号 7247 東証第 2 部)  
 問合せ先 取締役 常務執行役員  
 経営企画・管理本部長  
 佐倉準之助  
 (TEL. 03 - 3833 - 0392)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ┆ (条文省略)	第 1 条 ┆ (現行通り)
第 5 条	第 5 条
第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 7 条 (条文省略)	第 6 条 (現行通り)
第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <u>2. 第 6 条の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第 7 条 (現行通り) (削 除)
第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利	第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行通り) (2) (現行通り) (3) (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>第12条 ↓ 第40条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第11条 ↓ 第39条</p> <p>(現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上